

② 挟まれ
巻き込まれ

高さがないヘッドガードで 塗装作業中、挟まれた

発生状況



高所作業車でタッチアップ塗装中、上甲板付補機台と高所作業車の操作盤に胸を挟まれた

原因

- ✓ ヘッドガードが低く、形状も悪かった
- ✓ 周囲の安全確認を怠った
- ✓ 高所作業車における危険予知や教育の不足



防止対策

- ✓ 適正な高さで形状のヘッドガードを設置する
- ✓ 誤操作を防ぐため操作レバーの配置や形状を改造・統一する。操作前の確認を徹底させる(指差呼称)
- ✓ ヘッドガードや高所作業車の使用基準を整備し、徹底させる



POINT!

ヘッドガードの高さは適正に！



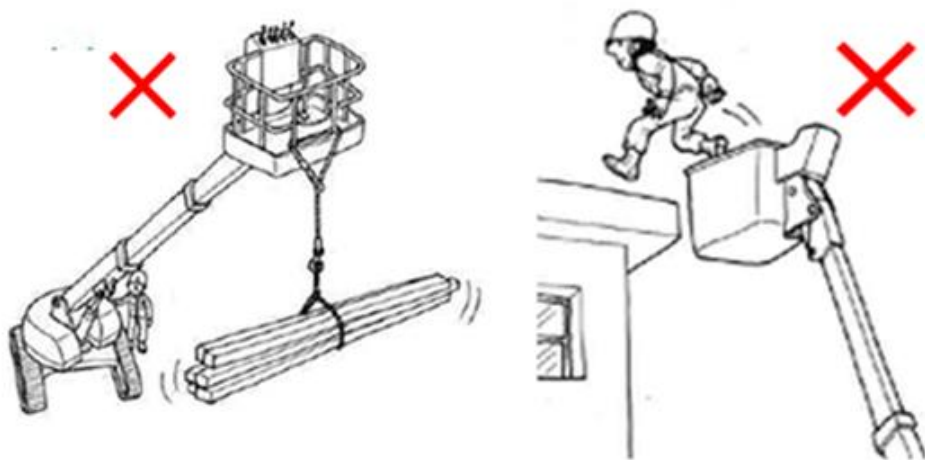
DATA

発生年月日
2001.09.06

発生場所	作業名・作業内容	死傷病名	職種	塗装職
ブロック置場	塗装作業	胸部圧迫 (窒息)	社/協	協力員
			年齢	44才
			経験年数	7年

025

用途外使用の禁止



②同時に三面操作は行わない。

(走行、旋回、起伏、伸縮等)

